

在留邦人の皆様へ

「DV 被害者支援のための相談窓口」開設のお知らせ

－ DV 被害でお悩みの方へ －

在ブリスベン日本国総領事館は、当地域に在住する移住者の DV 被害者を専門に支援する団体「Migrant Women's Emergency Support Service」と提携し、2018年4月1日より、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しました。対象は豪州にお住まいの邦人で、相談者は日本語による以下のサービスを受けることができます。DV 被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご連絡ください。（ブリスベン以外の地域にお住まいの方についても、お近くの適切な DV 関連機関をご紹介します。）

1. DV 被害者への包括的支援
2. DV カウンセリング及び一般的な相談
3. DV 関連法律情報の提供
4. クイーンズランド州の DV 裁判制度の情報提供
5. ブリスベン地域の裁判所で行われる DV 裁判に関する支援
6. 適切な DV 関連機関の紹介

－ 相談窓口の連絡先 －

名称：Migrant Women's Emergency Support Service
電話：07-3846-3490（月～水曜日の午前9時～午後4時）
ホームページ：<http://www.iwss.org.au/>
日本語可・相談無料・秘密厳守